

○農産物再生産緊急支援事業補助金交付要綱

(令和2年6月30日告示第19号)

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている生産農家の支援を目的に、生産意欲を高め、農業経営の安定化を図るため、肥料を購入した経費に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては八重瀬町補助金等交付規則(八重瀬町規則第33号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において肥料とは、野菜・花卉の農作物の生育に必要な有機質肥料(堆肥・ケイフン)及び化学肥料をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、沖縄県農業協同組合(東風平支店及び具志頭支店)又は、(株)八重瀬堆肥センターとする。

(補助対象者)

第4条 この告示で補助の対象となる者は、町内に住所を有し、令和元年度出荷実績のある野菜・花卉生産農家とする。

(補助率)

第5条 この告示の補助率は次のとおりとする。

- (1) 有機質肥料(堆肥・ケイフン) 30%以内
- (2) 化学肥料 15%以内

(購入先)

第6条 肥料の購入先は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県農業協同組合(東風平支店及び具志頭支店)
- (2) (株)八重瀬堆肥センター

(補助金の申請)

第7条 事業実施主体は、農産物再生産緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、14日以内に補助金交付決定通知(様式第2号)を交付しなければならない。

2 補助金は予算の範囲以内において交付する。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助金の確定後に交付するものとする。ただし、事業の円滑な推進を図るために必要があると認める場合は、交付決定額の9割を上限として概算払をすることができるものとする。

2 事業実施主体は、前条の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、農産物再生産緊急支援事業補助金概算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は、交付決定を受けた年度の2月末までに実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(禁止事項)

第11条 この告示に基づく補助を受けて購入した肥料は、他に売却又は譲渡してはならな

い。

(対象除外)

第12条 前条の規定に反した者に対しては、事業実施主体は、補助の対象者にしてはならない。

(補助金の取消)

第13条 町長は、事業実施主体が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定内容又は、これに付した条件等に違反したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)



様式第2号(第8条関係)



様式第3号(第9条関係)



様式第4号(第10条関係)

